平成２９年（フ）第６６２号
愛知県あま市上萱津大門39番地　レイ　201号
破産者　水野　康嗣
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９８号
愛知県春日井市勝川町８丁目13番地　レジデンス勝南1002号、従前の住所岐阜県岐阜市宇佐東町19番10号　クリスタルステージ203号室
破産者　橋本　成奎
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７７２号
名古屋市南区駈上１丁目13番11号　グランドメゾン駈上ヒルズＮ507号
破産者　河野恵美子（旧姓丸・大**楠**・西川）
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７９２号
愛知県瀬戸市萩山台４丁目７番502号
破産者　川本　憲康
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８８０号
愛知県瀬戸市北脇町152番地　北マンション405
破産者　安藤　伸司
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３４号
神戸市長田区梅ケ香町１丁目10番７号、従前の住所神戸市中央区下山手通３丁目４番３号秀ビル102号
破産者　ａ－ｆａｉｒｙこと髙原優子こと　髙　優子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６４号
兵庫県姫路市飾磨区清水58－６、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町真浦422番地２
破産者　佐伯　弘子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１６１号
兵庫県姫路市広畑区吾妻町２丁目９番地４、従前の住所兵庫県姫路市花田町上原田116番地14
破産者　米谷　　剛
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１６２号
兵庫県姫路市広畑区吾妻町２丁目９番地４、従前の住所兵庫県姫路市花田町上原田116番地14
破産者　米谷美代子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２７０号
兵庫県姫路市白浜町乙804番地１　サンプレイス101号
破産者　もんごりあんちょっぷこと　寺岡周見子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２７４号
兵庫県姫路市広畑区蒲田５丁目137番地１
破産者　迫田　雅美
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５６号
奈良県天理市蔵之庄町540番地
破産者　吉井喜代子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２０号
島根県出雲市大津町422番地11　日光マンション106
破産者　山之内陽子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第５１７号
広島県廿日市市阿品台東３番８－401号
破産者　藤本　圭祐
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０３号
高知市一宮しなね２丁目１番８号
破産者　十河　幹保
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３２号
福岡県久留米市東櫛原町2851－１駅前本社ビル６Ｂ、住民票上の住所福岡県糟屋郡宇美町光正寺３丁目９番10号
破産者　山元　一浩
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３号
福岡県久留米市善導寺町与田96番地１　モントーレ・21　202号、開始決定時の住所福岡県久留米市善導寺町飯田755番地15
破産者　宮原　健一
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２７３号
熊本市北区八景水谷１丁目15番21号
破産者　石川智香子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係